

眺海の森スポーツ施設美化管理業務委託 仕様書

- 1、業務名称 眺海の森スポーツ施設美化管理業務委託
- 2、委託場所 眺海の森ピクニックランド（酒田市田沢字躑躅沢2ほか）
酒田市外山キャンプ場（酒田市宇外山越29番地の1）
- 3、委託期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日まで
- 4、業務内容
 - (1)眺海の森ピクニックランド
 - ①車道脇刈払いは、年3回行う（概ね5,700㎡＝延長約1,900m×幅1.5m×車道両側2）。
 - ②ピクニックランド・ちびっ子グレンデ周辺市有地刈払いは、年2回行う（概ね20,000㎡）。
 - ③森の家脇、ブロンズ像下（24㎡）・眺海の森グラウンド芝管理（8,876㎡）について（概ね8,900㎡）
 - ・芝生の目土入れを行う。但し、山砂（深土）代については委託料に含まれる。
 - ・追肥は年2回実施する。但し、肥料代は委託料に含まれる。
 - ・芝刈りは年4回実施する。
 - ・除草剤散布は、年2回行う。但し、除草剤代は委託料に含まれる。
 - ・除草（人力による手抜き）は、年1回以上必要に応じて行う。但し、除草に要する人員の賃金は委託料に含まれる。
 - ④東北自然遊歩道刈払いは、年3回行う（概ね2,700㎡＝延長約1,350m×幅2m）。
 - ⑤ブロンズ像周辺樹木雪囲い（20本程度）及び除去
 - ⑥ローンスポーツ広場等の草刈は、年3回行う（概ね15,700㎡）。
 - ⑦植栽した花木について
 - ・桜（300本程度）の病虫害処理及び下枝払い等。雪害等で折れた枝の撤去処分については、必要に応じて行う。
 - ・アジサイの病虫害処理及び下枝払い等（延長約150m程度）
 - ・竹林の管理（概ね500㎡）
 - ⑧その他、必要とされる業務
 - (2)酒田市外山キャンプ場
 - ①ゴミ、空き缶等の回収及び処分については、毎日行う。
 - ②トイレの清掃は毎日行う。但し、トイレ用消耗品代は委託料に含まれる。
 - ③キャンプ場内の雑草下刈りは、年2回必要に応じて行う（概ね7,194㎡）。
 - ④各広場の落ち葉の清掃については、必要に応じて行う。
 - ⑤芝草について（概ね6,890㎡）
 - ・追肥は年2回実施する。但し、肥料代は委託料に含まれる。
 - ・芝刈りは年3回実施する。
 - ・除草剤散布は、年2回行う。但し、除草剤代は委託料に含まれる。
 - ・除草（人力による手抜き）は、年1回以上必要に応じて行う。但し、除草に要する人員の賃金は委託料に含まれる。
 - ⑥植栽した花木について
 - ・追肥は随時行う。但し、肥料代は委託料に含まれる。
 - ・冬囲い（ツツジ寄植え 延長 概ね150m）。また、雪害等で折れた枝の撤去処分については、必要に応じて行う。
 - ⑦芝生広場の目土入れを行う。但し、山砂（深土）代については委託料に含まれる。
- 5、業務完了報告等の提出方法・期限
受託者は、4か月毎に作業報告書を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- 6、委託料の支払い
委託料は、4か月毎に支払うものとする。受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から

30日以内に支払うものとする。

7、受託者の責務

(1) 法令等の遵守

- ①受託者は業務の遂行にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- ②独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

(2) 再委託の禁止

- ①受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ②業務の一部を請け負わせる場合は事前に委託者の承認を得ることとする。

(3) その他

- ①受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- ②従事者の身元、風紀、衛生、作業、規律、安全に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が責任を負うものとする。
- ③従事者が故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。

8、費用負担

- (1)委託者は、受託者が業務を遂行するために必要な施設は貸与するものとする。
- (2)光熱水費は委託者が負担するものとする。
- (3)設備の修繕に要する費用は、委託者が負担するものとする。
- (4)受託者は、貸与した施設及び備品の保管と管理は責任をもって行い、受託者の責に帰すべき理由により破損又は損害を与えた場合は、受託者の費用で処理するものとする。

9、その他

本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の記載に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議し定めるものとする。